

都市整備部分掌事務

都市計画課
<ul style="list-style-type: none">・都市計画及びまちづくりに関すること。・開発指導に関すること。
北坂戸地区まちづくり推進室
<ul style="list-style-type: none">・北坂戸地区の集約都市の推進に関すること。
住宅政策課
<ul style="list-style-type: none">・住宅施策の推進に関すること。・空き家対策に関すること。・建築指導に関すること。・建築基準法に基づく確認等に関すること。
維持管理課
<ul style="list-style-type: none">・道路、橋りょう、水路(水利団体等管理以外)及び都市公園の維持管理に関すること。・道路、水路境界に関すること。・道路、水路(水利団体等管理以外)及び都市公園の占用等に関すること。・道路照明灯に関すること。・レクリエーション施設に関すること。
道路河川課
<ul style="list-style-type: none">・幹線道路及び生活道路の整備に関すること。・歩道の整備に関すること。・河川の整備、改修及び使用許可等に関すること。・道路及び河川等に係る用地の取得及び物件補償に関すること。
区画整理課
<ul style="list-style-type: none">・区画整理事業に関すること。